

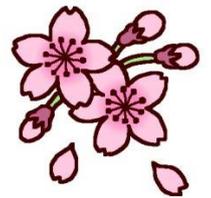
1. 短時間労働者の健保・厚年適用対象の拡大～労使合意の事業所など

昨年10月、501人以上の事業所について、健康保険・厚生年金のパートタイマーへの適用の拡大が行われましたが、本年4月より、500人以下の事業所についても、①労使合意に基づき届出をする法人・個人の事業所、②地方公共団体に属する事業所、適用が拡大されることとなりました。

①についてですが、前提として「労使合意」であること、つまり、労働者と事業主の双方が了承の上で成立するものであり、「労働者の合意」とは、厚生年金の被保険者(70歳以上で厚生年金に加入していないが所定労働時間等の条件が厚生年金に加入している者と同じ者を含む)と昨年10月より改正となった基準「週所定労働時間が20時間以上」「1月の所定内賃金が月額88,000円以上」「雇用期間が1年以上見込まれる」「学生でない」の全てを満たす短時間労働者の2分の1以上の同意になります。この対象者の過半数で組織する労働組合がある場合には労働組合の同意が必要です。申出の単位は、法人の場合は法人単位、個人事業所の場合は適用事業所単位となります。

なお、一旦、この労使合意による適用拡大を受けた後、厚生年金の被保険者の4分の3以上の同意を得た場合には脱退の申出をすることが可能であり、申出が受理された日の翌日に短時間労働者の被保険者資格を喪失することとなります。

この労使合意による短時間労働者の健保・厚年加入は申出が受理された日からとなります。この制度の施行日である本年4月1日は土曜であるため、4月1日からの適用(加入)とされたい場合には、3月31日までの申出(書類提出)が必要となります。



2. 上肢障害の労災認定

腕や手を過度に使用すると、首から肩、腕、手、指にかけて炎症を起こしたり、関節や腱に異常をきたしたりすることがあります。上肢障害とはこれらの炎症や異常をきたした状態を指します。しかし、腕や手を過度に使用する機会は、仕事だけでなく家事や育児、スポーツといった日常生活の中にもありますし、上肢障害と同様の状態は、いわゆる「五十肩」のように加齢によっても生じます。では、どのような場合に上肢障害が労災と認定されるのでしょうか。

労災と認定されるためには、①上肢等(後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手、指をいいます)に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること、②発症前に過重な業務に就労したこと、③過重な業務への就労と発症までの経過が医学上妥当なものと認められること、の3つの要件すべてを満たす必要があります。具体的には、「上肢等に負担のかかる作業」とは、パソコンなどでキーボード入力をする作業などの上肢の反復動作の多い作業、塗装、溶接作業といった上肢を上げた状態でおこなう作業、顕微鏡を使った検査作業などの頸部、肩の動きが少なく姿勢が拘束される作業、保育・看護・介護作業といった上肢等の特定の部位に負担のかかる状態でおこなう作業が該当し、「相当期間従事した」とは、原則として6か月程度以上従事した場合をいいます。「過重な業務に就労した」とは、発症直前3か月間に上肢等に負担のかかる作業を、業務量がほぼ一定している場合は同種の労働者よりも10%以上業務量が多い日が3か月程度続いたり、業務量にばらつきがあるような場合は1日の業務量が通常より20%以上多い日が、1か月に10日程度あり、それが3か月程度続いたりしたなどの業務が該当します。なお、過重な業務に就労したか否かを判断するに当たっては、業務量だけでなく、長時間作業、連続作業 過度の緊張、他律的かつ過度な作業ペース、不適切な作業環境、過大な重量負荷、力の発揮といった状況も考慮します。加齢によるものは仕方がないのですが、業務上であれ、業務外であれ上肢障害はつらいですし、避けたいものです。

● 編集後記 ●

先日、「アンガーマネジメント研修」を受けました。アンガーマネジメントとは必要な時だけ上手に怒れるようになるためのもので、怒らなくなるためのテクニックではありません。「怒りの感情は長くて6秒！」イラッとしても反射的に怒らない。ピークが過ぎるのをやり過ごすという心理的なトレーニングをすることだそうです。そして自分自身を怒らせるものの正体は自分の願望や理想で「〇〇はこうあるべき」という考えと現実のギャップ。許容できる範囲の境界線を描けることで気持ちをコントロールするうえで大きく違ってくるそうです。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録NO.13050514)
三鷹市下連雀3-38-4
三鷹産業プラザ307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)